

(別表)

＜対象となる経費＞

※対象経費は物品の購入に伴う設置工事費、施工費および送料を含みます。  
その場合は、内訳が明確にわかるようにしてください。

※以下の物品以外でも、感染対策に資すると判断される場合には対象とすることも  
あります。ただし、申請の前に対象になるか必ず問い合わせをしてください。

※三重県内の事業所に設置してください。

ア	【消毒関係】	次亜塩素酸水発生装置 消毒液用ディスペンサー(非接触)
イ	【飛沫対策関係】	商品防護ケース アクリル板、透明ビニールシート・カーテン フロアマーカー(ソーシャルディスタンス用) ウイルス抑制機能付加湿器
ウ	【換気関係】	ウイルス抑制機能付空気清浄機 ウイルス抑制機能付エアコン 換気機能付エアコン サーキュレーター 換気設備(換気扇)の新設 網戸の新設 CO2センサー
エ	【非接触型対応関係】	キャッシュレス機器 セルフレジ キーレスシステム 自動ドア 非接触型自動水栓(蛇口) タッチレススイッチ Web会議ソフトウェア
オ	【その他の衛生管理関係】	トイレ洋式化 非接触体温計 サーモカメラ 抗原検査キット